

注記:2020年2月17日時点の各国情報とポッドキャストの音声をもとに日本語化したものです。世界各国のイミグレーション関連の対策は日々変化しており、内容を保証するものではないことをご承知おきください

## はじめに

Linda Rowe

皆さん、こんにちは。Linda Rowe です。香港オフィスの EY アジアパシフィック・イミグレーション・リーダーです。今回は、FSO イミグレーション担当のアソシエイト・パートナー Lee Claisse さんと UK イミグレーション担当のアソシエイト・パートナー Denise Isaacs さんと共に、おおくります。

世界保健機関(WHO)は、新型コロナウイルス(COVID-19)の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(PHEIC: Public Health Emergency of International Concern)」に該当すると発表しました。そこで、今回は、グローバル企業と海外赴任出張者への影響についてお話します。各国政府は、近年に国際的な公衆衛生上の緊急事態宣言が出された複数の事例を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を抑えるためにイミグレーション関連の対策を講じています。

- ▶ 各国政府は、中国湖北省への不要不急の渡航中止勧告を発出し、公式ウェブサイトには渡航者に向けて具体的な注意喚起を掲載しています。
- ▶ 湖北省をはじめ、中国全土の領事館やビザ申請センターで全てのあるいは緊急でないビザの申請を一時的に受け付けない、あるいは制限する措置を取っている国もあります。政府のウェブサイトには、領事館やビザ申請センターの閉館について公式の最新情報が掲載されています。
- ▶ 多くの国では、追加措置として渡航者の入国を一部あるいは全面的に制限するなど水際対策もとっています。これにより、アジア太平洋地域の渡航者は、空港到着及び出発時、ならびに搭乗前、搭乗後の体温検査などにかかる時間を想定して行動することが求められます。

ビザ発給機関の閉館やビザの発給制限がもたらす企業や海外赴任出張者への影響について、Lee さんと Denise さんにお話しを伺いながら、海外赴任出張者への支援ポイントをご紹介します。より広範な危機管理体制について私たちの見解を共有させていただきます。企業や海外赴任出張者の皆様に、ぜひ、ご参考にしていただければ幸いです。

質問	回答	スピーカー (EY プロフェッショナル)
Lee さん、 企業のグローバルモビリティ支援をグローバルベースでリードしている Lee さんは、現在の渡航制限の状況をよくわかっていらっしゃるのではないかと思います。特に注目すべき国・地域の最新情報をお	基本的には、各国政府は、渡航禁止及び／又はビザの一時発給停止措置を講じています。  【米国】 過去 14 日間に中国への渡航歴がある外国人(米国市民の近親と永住者を除く)の米国へ入国を一時的に禁止しています。中国人や中国渡航歴がある渡航者の受け入れは、米国内にある以下の 11 カ所の空港に限定します。 ニューヨーク(JFK) シカゴ(ORD)	Lee Claisse

<p>話していただけますか？</p>	<p>サンフランシスコ (SFO) シアトル(SEA) ホノルル(NHL) ロサンゼルス(LAX) アトランタ(ATL) ワシントン(IAD) ニュージャージー(EWR) ダラス(DFW) デトロイト(DTW).</p> <p>【カナダ】 トロント、バンクーバー、モントリオールの3空港では、風邪の症状がある、又は湖北省への渡航歴がある国際便の渡航者に対して、入国する際に健康診断カードに記入して自己申告をするよう呼びかけるポスターを貼り、疑わしい症状がある場合は、検査を実施します。必要に応じて、病院へ搬送します。</p> <p><i>その他の国の入国制限措置及び検疫措置の詳細については、2020年2月17日時点でグローバル・イミグレーションのチームがまとめた表をLeeさんが共有してくださいましたので、ご覧ください。</i></p>	
<p>Leeさん、例えば、中国の新型コロナウイルスの大流行によって中国へ戻ることができない英国内の人に対して、同国は、どのような対応措置をとっていますか？</p>	<p>英内務省が2月17日に発表したガイダンスによりますと、新型コロナウイルスの大流行によってビザのステータスに不安をいだく英国内にいる大部分の外国人に、ビザの有効期限を2020年3月31日まで自動的に延長します。</p> <p>また、個人で内務省の<a href="#">新型コロナウイルス関連の専用の移民ホットライン</a>に連絡して状況を相談し、ビザの有効期限を延長することができます。内務省の連絡先は、以下の通りです。 電話:0800 678 1767 (月から金の午前9時から午後5時) メール(<a href="mailto:CIH@homeoffice.gov.uk">CIH@homeoffice.gov.uk</a>)</p> <p><b>有効期限が最近切れた、あるいはまもなく切れそうなビザを保持している英国在住の中国人</b></p> <p>新型コロナウイルスが大流行する前にビザの取得条件を満たしている英国内にいる中国国籍者が、2020年1月24日から2020年3月30日までの間に有効期限が切れるビザを保持している場合、そのビザは、2020年3月31日まで自動的に延長されます。</p>	

- 延長手続きは必要ありません。
- 延長期間中はあなたが延長直前に保持していたビザの取得条件と同じ条件が適用されます。
- 新しいビザあるいは生体認証付在留許可証(BPRカード)は自動的に発行されません。
- あなたのビザの新しい有効期限日(2020年3月31日)は英国移民局のシステムに記録されます。
- ビザ又はBPRカードの新しい有効期限の証明書が必要な場合は、[新型コロナウイルス関連の専用の移民ホットライン](#)にお問い合わせください。
- すでにビザの有効期限延長の申請をしている場合、その後に必要な手続きはありません。
- 2020年3月31日以前に英国の滞在期間延長を申請しようと考えている場合、引き続きその手続きを進める必要があります。

#### **英国で Tier 2 カテゴリのビザに切り替える場合**

- Tier 2(企業内転勤)の就労ビザを保持している英国在住の中国国籍者で Tier 2(一般)の就労ビザ切り替えようと考えている方は、通常どおり、一旦中国に戻り申請をする必要があります。
- ビザの有効期限が2020年1月24日から2020年3月30日の間に切れる場合、Tier 2(企業内転勤)から Tier 2(一般)の就労ビザへの切り替えを例外として英国内で申請することができます。
- 英国で例外的に申請する場合も、中国で申請する際に通常求められる要件の他に、Tier 2(一般)就労ビザの取得要件を満たし、かつ関連費用を支払う必要があります。

#### **Tier 2、Tier 4、または Tier 5 のライセンススポンサー**

##### **一： 新型コロナウイルスに起因する欠席・欠勤**

- Tier 4 ビザを保持している学生、あるいは Tier 2 又は Tier 5 ビザを保持している従業員は、新型コロナウイルスに罹患した、健康観察中である、あるいは渡航制限により移動が不可能であるという理由から、登校または出勤できなくなるかもしれません。
- スポンサーの許可の下、新型コロナウイルス関連の理由で授業を欠席している学生あるいは欠勤している従業員について報告する必要はありません。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 以下のような特別な事情があると判断される場合、スポンサーは、スポンサーシップを取り下げる必要はありません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学生が 60 日を超えて登校できない。</li> <li>○ 従業員が 4 週間以上無給休暇を取っている。</li> </ul> </li> <li>➤ 学生の退学や従業員の解雇に関する判断は、スポンサーに委ねられています。内務省は、現在の状況を異常な事態であると捉えており、新型コロナウイルスの大流行によって授業に出席できない学生又は出勤できない従業員に対して、いかなるコンプライアンス措置も講じることはありません。また、欠席・欠勤を許可し、このような事態が原因で欠席・欠勤しているのにもかかわらず、学生又は従業員をサポートし続けるスポンサーに対していかなるコンプライアンス措置も講じることはありません。</li> <li>➤ 内務省は、学生の欠席が長引く場合には留年の必要性などの検討を含め、引き続き状況を観察していきます。</li> </ul>	
<p>Lee さん、ありがとうございます。中国は今、非常に厳しい状況を強いられています。ここで、私から、ビザを保持している外国人と中国からの出国を希望する外国人に与えるイミグレーション関連の影響についてお話します。</p>	<p>何よりもまず、アウトバウンドに影響が出ます。そのため、Lee さんが共有してくださったような最新情報入手することは企業にとって非常に重要です。中国当局は、現時点で、中国人や、現在中国にいる外国人の出国制限をしていません。しかし、中国国外の特別行政区や各国では、中国からの入国制限を設けています。その影響は、ビザ保持者にも及ぶ場合があります。</p> <p>EY のプロフェッショナルチームは、日々、注意喚起情報を提供しています。このポッドキャストをお聴きのすべての皆様にも、ぜひ、お住まいの国の EY イミグレーションチームにお問い合わせいただき、最新の情報入手することをお勧めします。</p> <p>では、中国の現在の状況をお話します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 有効な許可証を保持している渡航者は、中国に再入国し、アサインメンや雇用を続けることができます。出国もいつでも可能です。(もちろんこれは、中国便があることが前提です。実際のところ、複数の航空会社では中国と結ぶ航空路線の運休や減便の動きが出ています。)ここで留意すべきことは、現在、就労許可証を保持している外国人がその有効期限が切れる一カ月前までに中国に再入国しない場合、現行の方</li> </ol>	<p>Linda Rowe</p>

針に基づいて、就労許可証を再度一から申請する必要があります。

2. 中国で、出張ベースのアサインメント、又は雇用が終了している、あるいは間もなく終了予定である従業員は、中国を出国することができますが、その際に中国オフィスの人事部に就労許可証の原本を預けてください。EY では、その就労許可証の取り消し手続きをサポートします。居留許可証の取り消しについても、取り消さなかった理由を当局に説明するサポートもしています。
3. 長期の就労許可証を保持している従業員の居留許可証の有効期限が間もなく切れる場合、その有効期限が切れる 2～3 営業日前に中国に再入国するか、またはその有効期限が切れる 3 カ月前までに新しいビザを取得して再入国し、延長を申請することができます。赴任者が居留許可証の有効期限が切れる 3 カ月以内に中国に再入国できない場合、新しい居留許可証の申請が必要になります。申請時には、健康診断証明書と居留許可証の提出も必要です。家族が帯同する場合には、婚姻証明書と出生証明書の中国公証処発行の和訳文付公証書が必要になりますので、まだ発行してもらっていない場合には、発行を申請する必要があります。
4. 課税関係についてもアドバイスを受けることをお勧めします。A あるいは B クラスの就労許可証を取得すると、赴任者と受け入れ側の企業には給与スキームに基づいた納税義務が発生します。申請者は、中国の税務局が発行した納税証明書も取り消しの際に必要です。納税証明書を入手するには、広東や佛山など数カ所で申請者のパスポート原本を提出する必要があるため、中国内にいない場合には難しいでしょう。申請の際、納税証明書の提出も必要になります。これは今後申請を行う場合にも影響しますので、この問題に対するオプションや対処方法についてアドバイスを求めることをお勧めします。

	<p>米国および英国を含む各国は、主要ハブである上海や広東など中国の複数の都市でビザ発給サービスを一時的に停止しています。</p> <p>中国内の英国のビザ申請センターは現在閉館しています。閉館しているビザ申請センターや領事館・大使に、申請を取り下げてもらい書類を取り戻すことも、パスポートを新規に発給あるいは更新してもらうことはできません。</p> <p>この状況を引き続き注視していく一方で、自国の関連当局に問い合わせ、パスポートを緊急発給してもらうことをお勧めします。閉館しているビザ申請センターや領事館・大使館が預かっているパスポートなどの書類を取り戻せるのは再び開館した後になるでしょう。</p> <p>国家移民管理局は、海外への渡航を予定している中国国民に向けて、世界各国・地域の出入国管理措置に関する情報をリアルタイムで発信しています。感染の防止とコントロールを行っている間は、できる限り渡航の予定を延期するよう国家移民管理局は中国国民に呼びかけています。</p> <p>出国することがどうしても必要な場合は渡航予定の国・地域の出入国規制に関する具体的な情報を確認して渡航予定を調整するよう呼びかけています。</p>	
<p>Denise さん、 海外赴任出張者を抱える企業が考慮すべき重要なポイントは何ですか？目まぐるしく変化し、進化し続ける状況を乗り切るために企業はどんな対策を打ちはじめていますか？</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 危機状況のリスクアセスメントについては、政府の公式発表の内容や WHO、UN などの信頼できる各国の機関や国際機関が発表する危険性評価を参考にする</li> <li>2. 渡航の禁止や制限、各国の自国民退避計画情報を入手する</li> <li>3. 現在いる国・地域における乗り継ぎや移動の制限、あるいは健康が阻害される恐れがあるなど物理的な制限状況を見極める</li> <li>4. ステークホルダーや影響を受ける人に最新の情報を共有できるよう、状況の展開や変化をモニタリングし、最新の状況についてリスクアセスメントを実施する</li> </ol> <p>ご家族の思いも考えながら、最終目的地に到着していない人を含め、個人またはビジネスで渡航中の海外赴任者や出張者、アサインメント要員の状況を確認することが重要です。</p>	<p>Denise Isaacs</p>

	<p>このすべての人々に関する情報を収集することが不可欠です。</p> <p>出入国制限状況、渡航制限や渡航の妨げ、移動への影響などを的確に把握することで企業が選ぶべき選択が明らかになり、影響を受けている従業員への適切な対応を行うことができます。そして、一人ひとりの状況に合わせて対応していくことが重要です。</p>	
--	--	--

## まとめ

- 出入国関連の注意喚起および最新の渡航制限情報の共有

法域	渡航禁止	ビザ発給の一時的停止	措置内容
オーストラリア	✓	X	2020年2月1日付で、中国本土に滞在したすべての渡航者(オーストラリア国籍の方、永住権のある方、永住者及びその家族、法的後見人及び配偶者は対象外)が中国本土を離れてから、あるいは経由してから14日間はオーストラリアに入国することを認めないという入国制限措置を発表しました。
中国本土	X	X	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 現時点で、武漢と市外をつなぐ全ての交通(陸、空、海)の遮断を除いて、中国国内の交通手段は通常通り運航されています。</li> <li>- 湖北省の他の市(荊門市、咸寧市、黄石市、恩施市、孝感市、宜昌市、随州市、十堰市、黄冈市、襄陽市、鄂州市)も閉鎖されています。</li> <li>- 中国東部の浙江省では少なくとも3つの市(台州市、温州市、および寧波市の一部)も閉鎖されています。</li> </ul>

<p>香港特別行政区 (HKSAR)</p>	<p>✓</p>	<p>✓</p>	<p>2020年2月8日付で、COVID-19の感染拡大を防ぐために、香港への入境者に対して、14日間以内に中国本土に滞在したことがある場合については、すべての者(香港居民、中国本土居住者、その他の旅行者)に対して、強制検疫を実施しています。強制検疫の対象となった人は、香港に於ける滞在場所(または政府指定の場所)に留まること、及び毎日体温を測定し衛生署に報告することが求められます。これに違反する場合には、罰金2.5万香港ドル及び禁錮6ヶ月の罰則が課せられる可能性があります。</p> <p>- 香港入境管理局(HKID)は現在、限定的にサービスを提供しています。特に、ビザラベル(シール)の発行や発給には通常より時間がかかります。すべての種類のビザの申請から発給までの全プロセスは、今までのところオペレーションが限定的なため、通常より2~3週間長くかかるでしょう。職員の在宅勤務体制が長引く場合、さらに長くかかる可能性もあります。なお、香港身分証(HKID)の新規申請については、追って通知を出すまで一時的にサービスを停止しています。</p>
<p>インド</p>	<p>X</p>	<p>✓</p>	<p>- 中国国外に居住している中国人ならびにその他の外国人で、過去2~3週間以内に中国に渡航歴があり、2020年2月5日以前に発行されたインドビザ(電子ビザ又は通常の紙面のビザ)を保持している場合、そのビザはもはや有効ではなく、そのビザでインドに入国することはできません。これに該当する渡航者がインドへ入国する場合、新規にビザの申請をする必要があります。</p> <p>- 現在中国にいる旅行者でインドへ入国しなければならないやむを得ない理由がある場合には、在中インド大使館/領事館に直接に問い合わせる必要があります。</p> <p>- 2020年2月5日より前に中国パスポート保持者に発給されたすべてのビザは有効ではなく、そのビザでの世界のいかなる国・地域からのインドへの入国を許可していません。</p> <p>- ただし、上記の入国制限は、香港、マカオ、台湾の中国パスポート保持者には適用されません。</p> <p>- 中国本土、香港行政特別区、タイ、シンガポール</p>



			からの渡航者は、無症状であっても 14～20 日間の自国での健康観察を推奨しています。
日本	✓	X	<p>- 2020 年 2 月 1 日付で、過去 14 日以内に湖北省または浙江省に滞在していた全ての外国人ならびに湖北省または浙江省で発給されたパスポートを保持している中国人の日本への入国を禁止しています。</p> <p>- 豪華クルーズ船(ウエステルダム号)を下船した外国人の入国を禁止しています。</p>
フィリピン	✓	✓	<p>- フィリピン国籍者およびフィリピン永住許可証の保持者を除く、中国本土、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾からのすべての渡航者のフィリピンへの入国を一時的に禁止しています。なお、これらの国・地域からフィリピンに入国するフィリピン国籍者およびフィリピン永住許可証の保持者には、14 日間の健康観察を行います。</p> <p>- 中国本土、その特別行政区、および台湾からフィリピンへ入国する外国人、あるいは過去 14 日以内に中国本土、その特別行政区、および台湾に滞在歴がある外国人へのビザの発給は、一時的に停止しています。</p> <p>- 2020 年 2 月 11 日付けで、公務員、WHO の職員、その他の COVID-19 の感染拡大防止に取り組む政府機関の職員を除くフィリピン人に、中国本土、香港特別行政区、マカオ特別行政区、台湾への渡航を禁止しています。</p>

シンガポール	✓	✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>- シンガポール人およびシンガポール永久居住証の保持者を除く、過去 14 日以内に中国本土への渡航歴を持つ外国人のシンガポールへの入国を許可していません。しかし、シンガポール人およびシンガポールの永久居住証保持者に対して、14 日間の自主健康観察を求めています。</li> <li>- 中国国籍者へのビザ発給およびビザなしトランジットサービスを一時的に停止しています。中国国籍者にすでに発給されているビザも直ちに無効にしています。</li> <li>- 2020 年 1 月 31 日付で、中国国籍者のシンガポール就労ビザの申請を受け付けいません。2020 年 1 月 31 日より前に新規に申請した就労ビザは、承認の審査へと進めます。</li> <li>- 2020 年 2 月 8 日付で(23:59)、「In-Principle Approval letter(仮承認レター)」を保持者が、シンガポールへの入国の 14 日以内に中国への渡航歴がある場合、シンガポールへ渡航する前に、シンガポール労働省(MOM)から正式な承認レターを入手する必要があり、14 日間の休暇取得(健康観察)が求められます。MOM からの承認レターは、シンガポール到着の 3 日前までに MOM のサイトからオンライン(フォーム SG)で申請できます。</li> <li>- 過去14日以内に中国への渡航歴がある長期ビザの保持者(労働ビザ、学生ビザ、ディペンデントパス、長期滞在ビザ)は、14 日間の休暇取得(健康観察)を求められます。(2020 年 1 月 31 日付)</li> </ul>
タイ	X	X	<ul style="list-style-type: none"> <li>-現時点で、タイ政府は、あらゆる国・地域からタイへ入国するすべてのカテゴリのビザ保持者に対して、中国での新型コロナウイルスの大流行によるタイへの渡航制限を講じていません。</li> </ul>
ベトナム	✓	✓	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 中国観の航空便の運航を停止しています。</li> <li>- 中国にいる外国人に対してビザ承認レターを発給していません。</li> <li>- 中国国籍者および過去 3 週間以内に中国への渡航歴がある外国人の観光ビザの発給は停止しています。</li> <li>-新型コロナウイルスの感染症例がでている国・地域の外国人には就労許可証を発行していません。</li> </ul>

